

豊見城市公害防止条例による指定施設(悪臭)

項	業種	指定施設	規模
1	畜産農業	(1) 豚、牛の飼養に供する施設であって、次に掲げるもの (ア) 飼養施設 (イ) 飼料調理施設 (ウ) ふん尿処理施設	豚房面積30㎡以上のもの 牛房面積100㎡以上のもの
		(2) 鶏舎	鶏舎面積50㎡以上のもの
2	動物質飼料、肥料の販売又は製造業	動物質飼料、肥料の販売又は製造の用に供する施設で次に掲げるもの (1) 飼料、肥料の置場 (2) 原料置場 (3) 製造施設	すべてのもの
3	すべてのもの	廃棄物焼却炉	火格子面積0.75㎡以上のもの